

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第109号

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を改正する規則

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を次のように改正する。

第1条第2項各号列記以外の部分中「次の」を「京都市中央卸売市場第一市場，京都市中央卸売市場第二市場及び京都市と畜場の構内の営業者(同項第29号の事項については，行商人に限る。)に係る」に改め，同項各号を削る。

第2条の見出し中「衛生公害研究所長」を「衛生環境研究所長」に改め，同条各号列記以外の部分中「京都市衛生公害研究所長」を「京都市衛生環境研究所長」に改める。

附 則

この規則は，平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)